

「Qit（フレッツプラン）」会員規約

平成23年7月1日版

株式会社UCOM

Qit（フレッツプラン）会員規約

第1章 総 則

（規約の適用）

第1条 Qit（フレッツプラン）会員規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社UCOM（以下「当社」といいます。）が提供するQit（フレッツプラン）（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されるものとします。

2 本サービスに関し、本規約に定める内容と当社が別途定める個別規定の内容が異なる場合は、当該個別規定の内容が適用されるものとします。

（規約の変更）

第2条 当社は、当社所定の方法で会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。

（用語の定義）

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1 Qit（フレッツプラン）	本規約に基づき、当社が会員等に提供するインターネット接続サービス
2 会員契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
3 会員	当社と会員契約を締結している者
4 会員の関係者	会員が当社所定の方法により手続きを行い、会員が有するQit（フレッツプラン）を利用する資格に基づいて利用する会員の家族その他の個人
5 会員等	会員および会員の関係者
6 ユーザID	Qit（フレッツプラン）を利用するための識別コードであって、サービスログイン用のメールアドレスまたは当社が付与するユーザID
7 ユーザID等	UCOM ユーザID ならびにメンバー名および会員等または当社が適宜作成するパスワードの総称
8 登録情報	Qit（フレッツプラン）を利用するために、会員等が当社に登録する会員等の情報
9 個人情報	登録情報またはQit（フレッツプラン）の提供に関連して当社が知り得た会員等の情報であって、この情報に含ま

	れる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することで、特定の個人を識別することができるものを含みます。）
10 料金等	Qit（フレッツプラン）の提供に関する料金その他の債務およびこれに係わる消費税相当額
11 料金等情報	会員等の利用料金、利用料金明細、請求料金、入金情報その他の料金等の請求・決済に係わる実績情報

第2章 サービス

（提供区域）

第4条 本サービスは、当社が別途定める提供区域において提供します。

（サービスの種類）

第5条 本サービスには、料金表に規定する種類があります。

（サービスの休廃止）

第6条 当社は、都合により Qit（フレッツプラン）の全部または一部を一時的にまたは永続的に休廃止することがあります。

2 当社は、前項に従い、Qit（フレッツプラン）を休廃止するときは、休廃止によって提供されなくなるサービスの内容、休廃止の期日および休止の場合には休止予定期間を、休廃止されるサービスの内容に応じた相当な期間において、当社所定の方法により、対象となる会員等に対し事前に通知します。

（サービスの利用）

第7条 会員は、個々の Qit（フレッツプラン）（提携サービスを含みます。以下同じ。）の利用に際し、必要となる登録手続きがある場合には、事前にその手続きを完了する必要があります。

2 会員は、個々の Qit（フレッツプラン）の利用に際し、本規約を遵守して利用しなければなりません。

3 会員は、自己の有する資格に基づいて Qit（フレッツプラン）を利用する会員の関係者に対し、本規約において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させ、かつ、当社に対して、その会員の関係者による義務違反に関し、その会員の関係者に代わり責任を負うものとします。万一、その会員の関係者が義務違反した場合、会員は、自己

の費用と責任において、当社の指示に従い、その会員の関係者による Qit（フレッツプラン）の利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置をとらなければなりません。

4 会員は、Qit（フレッツプラン）のうち、当社所定のサービスについて、ユーザ ID 等により認証することで、利用することができます。

5 会員は会員の関係者が第 30 条第 1 項各号に定める禁止行為のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合には、その会員の関係者の行為を会員の行為とみなして、本規約の各条項が適用されます。

（オプションサービス）

第 8 条 本サービスには、料金表に定めるオプションサービスがあります。

第 3 章 会員契約

（会員契約の単位）

第 9 条 当社は、本サービス用通信回線ごとに 1 つの会員契約を締結します。この場合、会員は個人とし、1 つの会員契約につき 1 人に限ります。

（会員契約の申込み）

第 10 条 Qit（フレッツプラン）の利用の申込みをする個人（以下、利用申込者といいます。）は、本規約を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。

2 利用申込者が 20 歳未満の個人である場合には、会員契約の申込みにあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は、本規約に定める利用申込者の義務につき、利用申込者と連帯して保証するものとします。

（会員契約の申込みの承諾）

第 11 条 会員契約は、前条に定める申込みに対し、当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、会員契約の申込みを承諾しない場合（次の各号を含むがこれに限らない）があります。

- (1) 利用申込者の名義が個人名義以外の場合。
- (2) 会員契約の申込みの際に虚偽の事実を通知したことが判明した場合。
- (3) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあると当社が判断した場合。
- (4) 利用申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人および民法第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申込みの際に、法定代理人、後見人、被補助人または保佐人の同意等を得ていなかった場合

- (5) 第30条（会員の義務等）の規定に違反する恐れがある場合。
- (6) 当社または当社以外の電気通信事業者の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または利用を停止されていることが判明した場合。
- (7) 当社に電気通信サービスを提供している当社以外の電気通信事業者がその提供を承諾しなかった場合。
- (8) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明した場合。
- (9) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障がある恐れがあると当社が判断した場合。
- (10) 利用申込者が連絡用に登録したメールアドレス等の連絡先に、当社からの通知が到達しなかったことが判明した場合

3 当社は、会員契約の申込みがあった場合は、受け付けた順序に従って当社がこれを審査のうえ承諾し、当該申込みを承諾するときは、当社所定の方法により利用申込者に通知します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

（登録情報の変更）

第12条 会員は、その氏名、住所または連絡先等に変更があった場合は、そのことを速やかに当社所定の方法により、当社に届け出ていただきます。

2 前項の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 会員は、前項の届け出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となったとしても、通常到達すべき時に到達したとみなされることをあらかじめ異議なく承認します。

4 会員は、次の各号の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社に申込みものとします。

(1) 料金等の支払方法

(2) 第26条第1項第1号に定める料金等の支払方法に利用するクレジットカードの番号等

5 当社は、前項の変更の申込みがあった場合は、前条の規定に準じて取り扱います。

6 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合は、変更を承諾した月の翌月の初日からの本サービスの利用について変更された事項を適用します。

（権利の譲渡）

第13条 利用権（会員が会員契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社所定の方法により請求するものとし、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 当社は、前項の請求があった場合には、第11条（会員契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、会員の有していた一切の権利および義務を承継します。

(会員が行う会員契約の解除)

第14条 会員は、会員契約を解除しようとする場合は、当社に当社所定の書面により通知していただきます。ただし、本サービスの提供開始日以降に会員契約を解除しようとする場合は、解除しようとする月の20日までに当社への通知を要します。なお、記載内容に不備がなく毎月20日までの消印で当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までの消印で当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、会員契約の解除があったものとします。

2 前項の会員契約の解除があった場合は、当社は第11条(会員契約の申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

3 会員契約の解除により、第19条(提供開始日および最低利用期間)第3項及び第4項に規定する料金の負担を要するときは、その料金を負担していただきます。

4 本条第1項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務(第28条に定める割増金および遅延損害金に係る支払債務を含みます。)は、会員契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

(当社による契約の解除)

第15条 当社は、第22条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた会員が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。

2 当社は、会員が第30条第1項各号に定める禁止行為のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。

3 当社は、会員が以下の事由に該当した場合にその会員契約を解除することができます。契約者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明し、当社がその会員契約の解除を申し出た場合。

4 当社は、前項の規定の他に技術上その他の理由で本サービスを提供することが著しく困難になった場合は、その会員契約を解除することがあります。

(オプションサービスの申込み)

第16条 当社は、会員からオプションサービスの申込みがあった場合は、第11条(会員契約の申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(オプションサービスの変更および廃止)

第17条 会員は、オプションサービスの変更または廃止を行おうとする場合は、当社所定の方法により当社に通知していただきます。

2 当社は、前項の通知があったときは、第14条（会員が行う会員契約の解除）の規定に準じて取り扱います。

第4章 ユーザID等

（ユーザIDおよびパスワード等）

第18条 当社は、会員契約成立後速やかに、本サービスを利用するためのユーザIDおよびパスワードを記載した会員登録証を、会員に送付します。

2 会員は、パスワードを自ら変更することができます。

3 会員は、本サービスのうち当社所定のサービスについて、ユーザIDおよびパスワードにより当該サービスを利用することができます。

4 会員は、当社が別途定める場合を除き、ユーザIDおよびパスワードを、第三者に使用させ、または、売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。

5 ユーザIDおよびパスワードの管理および使用は会員の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。

6 会員のユーザIDおよびパスワードにより本サービスが利用されたときには、その会員自身の利用とみなされるものとし、当該会員は、その利用に係る料金等を負担するものとします。

（提供開始日および最低利用期間）

第19条 本サービスの提供開始日は、会員等が本サービスを初めて利用した日となります。

2 本サービスの最低利用期間は、本サービスの提供開始日から本サービスの提供開始日の翌日を起算日とした6ヶ月後までとします。但し、当社が行うキャンペーン等により、別途定めのある場合はこれに従うものとします。

3 会員は、会員契約を締結した当月から最低利用期間の末日が属する月の前月までに第14条（会員が行う会員契約の解除）第1項に規定する会員契約の解除があった場合は、料金表の規定にかかわらず、違約金として最低利用期間の残月数（1ヶ月に満たない場合は1ヶ月とする）に対応する基本利用料に相当する額（消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。）を加算しない額とします。）を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

4 当社が行なうキャンペーン等により、別途定めのある最低利用期間内に会員契約の解

除があった場合は、違約金として最低利用期間の残月数（1ヶ月に満たない場合は1ヶ月とする）に対応する基本利用料に相当する額（消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。）を加算しない額とします。）を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

第5章 利用の制限等、利用中止、利用停止

（利用の制限等）

第20条 当社は、次の場合には、会員による本サービスの利用を制限することがあります。

- (1) 本サービス用通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
- (2) 当社が本サービスのネットワーク設備上、一時的な使用制限が必要と判断した場合。
- (3) 当社が別途定める個別規定に定めがある場合。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を制限するときは、原則としてそのことを会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用中止）

第21条 当社は、次に掲げる事由があるときは、何らの責任も負うことなく、Qit（フレッツプラン）の提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- (3) NTTが「フレッツ・ADSL」、「Bフレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ・ネクスト」サービスを中止あるいは一時停止した場合

2 当社は、前項の規定によりQit（フレッツプラン）の提供を中止するときは、会員に対し事前にその旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（利用停止）

第22条 当社は、次の場合には、当該会員に係る本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払い期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 料金その他の債務の決済に使用するクレジットカードまたは会員が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。

- (3) 会員契約に関して虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - (4) 第30条（会員の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (5) 前各号のほか、本規約および個別規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行もしくは本サービス用通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、原則としてそのことを会員に通知することはありません。

第6章 料金等

（料金等）

第23条 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、付加利用料および一時金とし、料金表に定めるところによります。

（料金等の計算方法）

第24条 当社は、本サービスの料金について、毎月の初日から末日までの間を単位として計算します。

（料金等の支払い義務）

第25条 会員は、本サービスに係る基本利用料、付加利用料および一時金について、料金表に規定する料金の支払いを要します。

（料金の支払い方法）

第26条 会員は、料金表の規定に基づく料金を、次の各号に定める方法により支払いを行うものとします。

- (1) 当社が定める信販会社のクレジットカードによる支払い。
- (2) その他当社が定める支払い方法。

2 料金等の支払いが前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、料金等は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。

3 前2項の規定にかかわらず、本サービスの料金について、その全部または一部の支払時期を変更させていただくことがあります。

（債権の譲渡）

第27条 当社は、料金表に規定する料金その他の債務に係る債権の全部または一部を当社

が第三者に譲渡することがあります。

2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその会員に対して通知します。

(割増金および遅延損害金)

第28条 会員は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

2 会員は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

第7章 利用上の注意

(会員設備等の準備および接続)

第29条 会員は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器（以下「会員設備等」といいます。）の準備、設置、接続、設定および保守その他本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

2 会員は、自己の費用と責任により、当社または関係官庁等が提供する情報に基づき、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウイルスの感染、不正アクセス、および情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。不正アクセスの防止については、総務省が規定する不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に準拠して警察庁等が提案している防御措置および予防策等を参考に行うものとします。

3 会員は、会員の家庭内に青少年（18歳未満の個人をいいます。以下同じとします。）がいる場合は、居住する都道府県の条例に準拠し、青少年の健全な育成を阻害する恐れがある情報を取り除くためのフィルタリング機能（インターネットを利用して得られる情報について、一定の条件により受信の可否を選択する仕組みをいいます。）を使用できる設備またはサービスを準備するものとします。

4 当社は、前項に規定する会員設備等の接続を、次の場合を除き承諾します。

- (1) その接続が本サービスおよび本サービス用通信設備に障害を与えると当社が判断したとき。
- (2) その接続が本サービスを利用する他の会員に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき。

(会員の義務)

第30条 会員は、次の各号に定める事項を遵守していただきます。

- (1) 本サービス用通信設備を善良な管理者の注意義務をもって保管すること。
- (2) 本サービスの利用にあたって本邦内外の法令等の定めに従わないこと。
- (3) 当社が、会員に対し付与するユーザ ID およびパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことを速やかに当社に届け出ること。
- (4) 本サービスの利用および利用によりなされた全ての行為（会員による利用および行為とみなされる第三者の利用および行為ならびに会員が設定したネットワークアドレス交換機能を利用し、第三者が行う情報の発信を含みます。）とその結果について、管理責任を負うこと。
- (5) 本サービスの利用にあたって次の行為を行わないこと。
 - ア 当社もしくは他人の知的財産所有権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為または侵害する恐れのある行為（著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器またはソフトウェア等を流通させる行為を含みます。）
 - イ 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害する恐れのある行為
 - ウ 他人を差別または誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - エ 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
 - オ 違法な薬物、銃器、毒物または爆発物等の禁制品の製造、販売または入手に係わる情報を送信または表示する行為
 - カ 賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用し、または犯罪を助長もしくは誘発する恐れのある情報を送信または表示する行為
 - キ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文章等を送信または表示する行為またはこれらを収録した媒体を販売もしくはその送信、表示および販売を想起させる広告を表示または送信する行為
 - ク ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）に違反する行為
 - ケ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - コ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に違反する行為
 - サ 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
 - シ 他人になりすまして本サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
 - ス 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
 - セ 選挙の事前運動および選挙運動（これらに類似する行為を含みます。）もしくは公

職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に抵触する行為

- ソ 他人に対し、無断で広告、宣伝もしくは勧誘等の電子メールまたは他人が嫌悪感を抱くもしくはその恐れのある電子メールを送信する行為
- タ 他人の電子メールの受信を妨害する行為
- チ 連鎖的な電子メールの転送を依頼または依頼に応じて転送する行為
- ツ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年第 26 号）に違反する行為
- テ 当社または当社以外の電気通信事業者の設備（当社または当社以外の電気通信事業者がインターネットサービスを提供するための通信設備、電子計算機またはその他の機器およびソフトウェアをいいます。以下同じとします。）への無制限なアクセスまたは大量の電子メール等の送信等により、その利用もしくは運営に支障を与え、または与える恐れのある行為
- ト 当社設備のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器またはソフトウェア等を流通させる行為
- ナ 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（フィッシング詐欺およびこれに類する手段を含みます。）により他人の個人情報を取得する行為
- ニ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に基づく表示義務を怠り、契約意思のない操作の結果にもかかわらず契約したかのように誤認させる行為
- ヌ 法令に基づき監督官庁等への届け出または許認可の取得等の手続きが義務付けられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスを利用する行為
- ネ その行為がアからヌまでのいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- ノ その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

2 会員は、前項の規定に違反し、またはその他の理由によりその本サービス用通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 会員は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、問い合わせまたはクレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用により、これらを処理解決するものとします。

4 会員は、第三者の行為に対する請求、要望、疑問またはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用により、処理解決するものとします。

5 会員は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（会員が第 30 条（会員の義務）の規定を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合を含みます。）は、自己の責任と費用により、

その損害を賠償するものとします。

(サービスの追加・変更)

第31条 当社は、Qit（フレッツプラン）の全部もしくは一部を変更、追加することがあります。この場合、第2条の規定を準用します。

2 当社は、前項による Qit（フレッツプラン）の全部もしくは一部の変更、追加につき、何ら責任を負うものではありません。

第8章 個人情報および通信の秘密の取り扱い

(個人情報等の取り扱い)

第32条 当社は、個人情報等（本サービスの提供に関連して知り得た会員の個人情報であって、氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、会員が利用するサービスの契約情報を含み、第33条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。）を、本サービスの提供に利用するほか、別途定める「お客様の個人情報の利用目的」（以下「利用目的」といいます。）に記載の範囲で利用します。

2 当社は、利用目的のほか、次の場合に限り、個人情報等を第三者に開示および提供いたします。ただし、会員が個人情報等の第三者への提供を拒否する場合は、当社に申し出ることによりこれを停止することができます。

- (1) 当該第三者と当社所定の守秘義務契約を締結し、書面（電子的なものを含む）により提供するとき。
- (2) 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)および株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
- (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

(通信の秘密の保護)

第33条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保

存します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第 4 条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で通信の秘密に関する情報の一部を提供することがあります。

第9章 損害賠償

(料金の減額)

第34条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、48 時間以上その状態が連続したときに限り、その会員の料金減額請求に応じます。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻（会員が居住する建物の取り決め等により、本サービスの復旧が48時間以内に実施できない場合は、本サービスの復旧が可能となった時刻）以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本利用料および付加利用料（以下「基本利用料等」といいます。）の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として会員の料金減額請求に応じます。

3 第1項の場合において当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 天災、事変その他の不可抗力により、当社が本サービスを提供できなかったときは、当社は、その損害について一切の責任を負わないものとします。

5 前4項の規定にかかわらず、損害賠償の取り扱いについて、料金表および当社が別途定める個別規定に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

6 前5項の規定に基づき行う賠償は、本サービスの復旧から3ヶ月以内に会員からの請求があった場合に限り行います。

(免責)

第35条 当社は、本サービスに係る通信の保証はしません。

2 当社は、会員が本サービスを利用することにより得た情報またはソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しません。

3 当社は、会員が本サービスを利用するにあたり本サービス用通信設備に接続するコンピュータ機器、通信機器の動作、機能、設定等については保証しません。

4 当社は、会員が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第10章 雑 則

(会員への通知)

第36条 当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、会員に随時必要な事項を通知するものとします。

(準拠法)

第37条 本規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

(合意管轄)

第38条 会員と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

本規約は、平成22年2月1日から実施します。

Qit（フレッツプラン）会員規約料金表

（料金の計算方法）

- 1 当社は、本規約に規定する基本利用料、付加利用料は暦月に従って計算します。
- 2 当社は、後記に規定する「Qit（フレッツプラン）」の基本利用料については月割とし、本サービスの提供開始日の属する月の翌月から起算して、会員契約の解除があった日が属する月までの期間について適用します。ただし、提供を開始した月と解除があった月が同一の月である場合は、提供を開始した月について基本利用料を適用するものとし、第19条第3項に規定する残余の期間（残月数）に対応する基本利用料は5ヶ月分とします。
- 3 当社は、後記8に規定するオプションサービスの付加利用料については月割とし、オプションサービスの提供開始日（オプションサービスの利用が可能となった日とします。）の属する月の翌月から起算して、オプションサービスの廃止があった日が属する月までの期間について適用します。ただし、提供を開始した月と解除があった月が同一の月である場合は、当該月について付加利用料を適用するものとします。

（利用料金の日割）

- 4 当社は、第34条（料金の減額）第2項に規定に該当する場合は、その料金については日割で計算します。この場合の料金の日割は暦日数により行います。

（端数処理）

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（消費税相当額の加算）

- 6 本規約により料金その他の債務の支払いを要するとされている額は、消費税相当額を加算した額とし、料金表に定める額とします。ただし、第19条第3項及び第4項に規定する最低利用期間内に加入契約の解除があった場合の料金についてはこの限りではありません。

（本サービスの種類）

7

種類	基本利用料（税込）
Qit（フレッツプラン）	525円／月
備考	
1 契約者は、NTTが提供する「フレッツ・ADSL」、「Bフレッツ」、「フレッツ・光プレミアム」、「フレッツ 光ネクスト」サービスのいずれかの契約者である必要があります。	

- 2 当社は、「Qit (フレッツプラン)」の会員に対し、メールアドレスを1個付与します。
- 3 料金表7備考1により利用できる電子メール容量は、100MBとします。
(メールボックス内の添付ファイル等含むメールの全容量が100MBに達した場合には、それ以降、メールボックスは新着メールを受付できなくなります。)
- 4 当社は、「Qit (フレッツプラン)」の会員に対し、グローバルIPアドレスを動的にて1個割り当てます。
- 5 料金表7備考3の場合において、当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、グローバルIPアドレスに代えてプライベートIPアドレスを割り当てることがあります。

(オプションサービス)

8 オプションサービスは下表のとおりです。なお、オプションサービスは、有償で提供され、本サービスの提供開始から会員WEBより申請できるものとします。

8-(1)

サービス	単位	オプション利用料 (税込)
メールアドレス追加	1アドレスごとに月額	210円
備考		
1. このサービスは、1会員契約につき最大5個利用することができます。		
2. 追加アドレス1個につき、利用できる電子メール容量は、100MBとします。 (メールボックス内の添付ファイル等含むメールの全容量が100MBに達した場合には、それ以降、メールボックスは新着メールを受付できなくなります。)		

8-(2)

サービス	単位	オプション利用料 (税込)
メールアドレス変更	変更毎に	315円
備考		
1. このサービスは、1会員契約につき1変更毎に料金が発生いたします。ただし、初回のみ変更手数料はかかりません。		
2. 1会員あたりの変更回数制限はございません。		

8-(3)

サービス	単位	オプション利用料 (税込)
メールアドレスの転送	1転送先毎に	315円
備考		
1. このサービスは、1メールアドレスにつき、1つの転送先を設定いただけます。		
2. 転送設定後は、転送元へのメール配信は行われません。		